

## 地域本部長会議報告(金本部長)

### 2024 年度 第 4 回地域本部長会議

日 時：2025 年 3 月 21 日(金) 14:00～17:00

場 所：機械振興会館 6 階 65 会議室 対面形式

出席者：黒崎会長、小林副会長、田沼副会長、眞先専務理事、田附常務理事・総務部長、月岡常務理事・技術士試験センター長、薄井総務委員会副委員長、飯島男女共同参画推進委員会委員長(議事 7 関係)、(地域本部長)遠藤(東北)、平野(北陸)、平田(中部)、田岡(近畿)、福田(中国)、天羽(四国)、佐竹(九州)

議 長：金北海道本部長

書 記：長井北海道本部事務局長

#### 【会長挨拶】

- ・今年度最後の地域本部長会議であり全員対面参加となった。議題も多くあるため円滑な進行をお願いしたい。

#### 【議事】

#### 1. 統括本部報告

##### (1) 当面の主要行事予定(関係分)について

- ・次回地域本部長会議(6/9)については、特段の事情が無い限りコンプライアンス委員会は開催しない。第 2 回以降の開催日は後日日程調整するが、9 月、12 月、3 月を予定している。

##### (2) 全国大会及び地域産学官の開催地について

- ・情報共有のため都度確認することとする。2026 年の全国大会(北陸)は 11/6～9 の期間(6 日ウェルカムパーティー、7 日式典等、8・9 日ツアー)、金沢・石川県立音楽堂で開催予定。今年の日韓国際会議(新潟)は、9/13～16 の予定。

##### (3) 定款変更への対応案について

- ・定款変更に関わる広報案を説明。5/9 の理事会にて定款変更案が確定するため、その後同報メールの発信など協力いただきたい。

##### (4) 令和 6 年度技術士第一次試験結果について

- ・技術部門別合格者数等の試験結果が報告された。

##### (5) 技術士法施行令の一部改正について

- ・新たに制定された国家公務員等の旅費に関する法律施行令に伴い、技術士法施行令第 3 条の一部改正が行われた。第 3 条は、技術士又は技術士補が虚偽若しくは不正の事実に基づいた登録や規定に違反したとして調査出頭を命ぜられた際に、参考人又は鑑定人が請求できる旅費、日当その他の費用を定めたものである。

##### (6) 技術士 CPD 実績管理登録状況について

- ・現役をリタイヤされた技術士に対し、CPD 認定が生涯エンジニアである証明につながる、CPD 認定の初回登録要件は過去 2 年度間で良いことを周知、CPD 実績を持つことが社会に対するアピールになる等の意見交換があった。

##### (7) DEI 推進宣言について

- ・パブリック・コメントを行い修正した。3/14 開催の理事会にて、今期中に技術士会から宣言として発出することが承認されている。今後広く広報を行うが、宣言で終わりではなく、アクションが重要であり、各地域本部での取り組みを進めていただきたい。

##### (8) その他

- ・技術士第二次試験の業務経歴について、大学院博士課程(理科系統)の後期課程におけるジョブ型研究インターンシップを行った期間は業務経歴として算入することができる旨、今年度の受験申込み案内に記載している。
- ・役員候補者等選出選挙投票率について本日現在の状況を示す。投票締切の 2 週間前及び 1 週間前に同様の資料を送付し投票の喚起をお願いする。

#### 2. 地域本部関係[審議事項]

なし

#### 3. 地域本部関係[意見・要望等]

##### (1) 地域組織幹事選出選挙について(東北本部)

- ・定数での連記制になった実績はあるのか？  
→実績は無く、問題となった事例はない。
- (2) 役員候補者選出選挙の手続きについて (中部本部)
  - ・立候補の仮登録から本登録の手続きの状況について、各地域本部で大きな問題は発生していない。
- (3) 技術士制度改革実現へのスコープについて (中部本部)
  - ・1月21日に開催された第12期科学技術・学術審議会技術士分科会における今期の検討のまとめ資料が公開されている。具体的には、8つの検討項目(1. IPD 制度の整備・充実、2. 技術士補制度の見直し、3. 技術士第一次試験の適正化、4. 継続研さんの充実・強化、5. 更新制の導入、6. 総合技術監理部門の位置付けの明確化、7. 技術士資格の国際的な実質的同等性の確保、8. 活用促進・普及拡大)があり、それぞれについての進捗が説明された。なお、現在の文科省の担当では、8番目の活用促進・普及拡大に強い思いがあるとのこと。
- (4) 自動車「型式認定」への技術士資格の活用促進提言について (中部本部)
  - ・技術士資格活用委員会において検討を始めていると聞いている。
- (5) CPD オンライン参加のエビデンスについて (中国本部)
  - ・入退室の完全確認は難しく参加者の良識を前提として判断する方向で考えたい。
- (6) 60 周年記念祝賀会への国会議員の来賓について (中国本部)
  - ・中国本部所属の会員でもあります与党技術士議員連盟顧問の国会議員(衆議院)を来賓としてお迎えすることについて、対応の考え方を教えていただきたい。  
→あくまでも与党技術士議員連盟の来賓として考えて良い。
- (7) SDGs に関するアンケートのとりまとめについて (中国本部)
  - ・部会の取組みとあわせて今後発信したい。
- (8) 統括本部からの補助金について (北海道本部)
  - ・関東 8 県支部からも支援金の見直し意見が挙

がっており、今後継続して検討を行う。

- (9) 地域委員会の委員長の任期延長について (北海道本部)

- ・他の役職すべてに影響するためこの場で了承できない。委員会は一人で運営している訳ではなくチームで運営していることから、皆で支え合うような方向に持って行っていただきたい。今後も相談には乗る。

#### 4. 地域本部関係[報告]

各地域本部長より活動報告(結果と予定)が報告された。(以下、北海道本部の報告掲載)

- ・第 50 回全国大会(札幌)大会報告書
- ・異業種交流会(2/3、福祉関係者)の開催報告
- ・技術フォーラム(2/28)の開催報告

#### 5. その他

- ・中国本部の報告にあった「しまなみ未来社会人材育成プラットフォーム」は文科省の事業であり全国的な事業である。中四国以外にも各地域で様々なプランが並行して動いていることから、他の地域においても中四国の取り組みが参考になるかもしれないと意識していただきたい。
- ・2025 年度第 1 回地域本部長会議：2025 年 6 月 9 日(月) 14：00 ～ 議長：東北本部長
- ・2025 年度第 2 回地域本部長会議：9 月下旬～ 10 月上旬 議長：北陸本部長

### 理事会報告(羽二生理事)

#### 2024 年度 第 5 回理事会

日時：2025 年 1 月 20 日(月) 12：00 ～ 15：00

場所：機械振興会館地下 3 階研修室

+ WEB 会議(Teams-online)

#### 【審議事項】

1. 製品評価技術基盤機構(NITE)との覚書の改定(継続)について (生物工学部会発議)

同機構バイオテクノロジーセンターと生物工学部会との連携・協力が、2014 ～から 2 年更新で継続している。

- ・目的：バイオテクノロジー分野における人材育成や人的ネットワークの構築を推進し、国内の

バイオ産業の振興に寄与する。

- ・連携内容：情報の交換、人材育成と専門技術面の補完、講演会・セミナー開催、共同事業推進、相互の業務・活動内容の広報協力  
この覚書を更新し、期間を令和8年7月4日まで延長することが承認された。

## 2. 役職員倫理規則(コンプライアンス規則；2023.5.10 制定)の改定について

- ・前文(対象者)  
→本会の役員及び各組織の運営に携わる者(部会幹事、委員会委員、地域本部幹事、地域本部委員、地域本部部会幹事、県支部幹事、県支部委員、統括本部職員、地域職員、派遣職員(地域組織含む)) (以下「役職員」という。)
- ・第3条(法令等の順守)第3項「機密情報等の漏洩禁止義務の除外規定」  
→開示時に既に公知となっている情報、その他法令上許される場合
- ・第17条(再発防止と厳正な処分)  
→新設「懲戒規則」の適用
- ・附則  
→相談役、顧問、参与、審議員への準用

## 3. コンプライアンス委員会設置・運営規則(2023.5.10 制定)の改定について

- ・第3条(活動内容)  
→年度末評価及び次年度推進計画の策定のために原則、年度末に1回開催する。
- ・第4条(委員委嘱及び定数)  
→“通報対象者の除外規定”と定数(17名以内)

## 4. 公益通報者保護規則(2023.5.10 制定)の改定について

- ・第2条(対象者)  
→本会の役員及び各組織の運営に携わる者(部会幹事、委員会委員、地域本部幹事、地域本部委員、地域本部部会幹事、県支部幹事、県支部委員、統括本部職員、地域職員、派遣職員(地域組織含む)) (以下「役職員」という。)
- ・第8条(調査結果の通知)、第9条(調査結果に基づく対応)  
→「コンプライアンス委員会、同通報窓口」の位置づけ
- ・第12条(懲戒)

→新設「懲戒規則」の適用

## 5. 懲戒規則の制定について

懲戒対象となる行為、懲戒処分の形式、審査手続きについて具体的に規定する規則(案)が承認された。

## 6. 地域組織の設置運営に関する規則の変更について

中国本部岡山県支部の役員定数の変更(20名→22名)を承認

## 7. 委員会委員等の異動について

- 1) 個別規則に基づく委員会～技術士制度検討委員会 (退任)1名を承認
- 2) ワーキンググループ
  - ・工事監査支援ワーキンググループ (委嘱)1名の承認
  - ・技術士 CPD 実績管理委員会技術士 CPD 審査ワーキンググループ (退任)1名を承認

## 8. 会員の入会等について

11月末時点の正会員は16,621名(前月比+11名)、準会員は3,052名(前月比+8名)、賛助会員は152社(前月比変動0)となった。

※ 2024年度 正会員加入者671名(男性627名、女性44名)、準会員加入者204名(男性187名、女性17名)

## 【報告事項】

### 1. 令和7年度技術士試験日程について

#### (1) 第一次試験

- ・申込受付：6/11～ →WEB受付メ切6/25、郵送受付メ切6/26
- ・筆記試験：11/23 →合格発表：令和8年2月

#### (2) 第二次試験

- ・申込受付：4/1～ →WEB受付メ切4/15、郵送受付メ切4/16
- ・筆記試験：総監(必須科目)7/20、総監以外・総監(選択科目)7/21 →筆記試験合格発表：11月
- ・口頭試験：令和7年12月～令和8年1月  
→最終合格発表：令和8年3月

### 2. 製品評価技術基盤機構との覚書に係る実施細目について

審議事項1～NITE：製品評価技術基盤機構と公

益社団法人日本技術士会との連携・協力に関する覚書の実施細目(連携内容)は以下のとおり。

甲と乙は、以下の各号を連携して実施する。

一、甲が提供している NBRC 微生物カクテルの将来展開に向けた検討

二、乙の生物工学部門における初期専門能力開発(IPD)や継続研鑽(CPD)プログラムで活用するためのコンテンツ作成

三、講演会の企画実施などバイオテクノロジーを用いた産業の推進に向けた人材育成

※「NBRC 微生物カクテル」とは、既に甲が開発し製造及び提供を行っている改良版 NBRC 微生物カクテル、NBRC ヒト常在微生物カクテル及び今後新たに開発、製造、提供する微生物カクテルをいう。

### 3. 技術士 CPD 実績管理登録状況について(2024 年 11 月 30 日時点)

(1)新規記載申請者人数、技術士 CPD 認定数(カッコ内数)

| 年度              | 正会員              | 非会員          | 合計               |
|-----------------|------------------|--------------|------------------|
| 2021            | 899(219)         | 42(19)       | 941(238)         |
| 2022            | 959(300)         | 355(136)     | 1,314(436)       |
| 2023            | 656(339)         | 418(342)     | 1,074(681)       |
| 2024<br>(4～11月) | 266(209)         | 60(29)       | 326(238)         |
| 総計              | 2,780<br>(1,067) | 875<br>(526) | 3,655<br>(1,593) |

(2)他の CPD 認証機関による記載申請数

総数 242 (①建コン協 105、②農業農村工学会 101、③土木学会 19、④全国地質調査業連合会 8)

(3)部門別 TOP5 ※( )CPD 認定

・実数：①建設 1,280(459)、②機械 276(96)、③電気電子 272(103)、④農業 243(122)、⑤応用理学 205(80)

・比率：①農業 27.5%、②金属 26.8%、③応用理学 23.7%、④森林 21.3%、⑤経営工学 20.4%

(4)地域本部別 TOP5 ※( )CPD 認定

・実数：①関東 1,684(654)、②東北 255(72)、③中部 231(82)、④北海道 201(83)、⑤九州 165(56)

・比率：全国平均 16.7%、①関東 22.7%、②東北 21.0%、③北海道 18.2%、④中部 17.0%、⑤九州 11.8%

### 4. 近畿本部の運営における個別事項に関する手引きの改定について(総務委員会所管事項報告)

《改定事項》

1)近畿本部「資源工学部会」の設置につき、

・別記表 1「近畿本部における組織体制」の「資源工学部会」の追記

・別記表 3「近畿本部における技術部門別組織とその技術部門の対応」の「資源工学部会」の追記

2)近畿本部「機械システム部会」の「対応する技術部門」から「資源工学部門」の削除につき、

・別記表 3「近畿本部における技術部門別組織とその技術部門の対応」の「機械システム部会」について「資源工学部門」を削除

### 5. 定款の変更スケジュール案(外部理事・外部監事の設置)について【重要】

「新しい公益法人制度」(公益法人関連の法令改定～2025 年 4 月施行)により、新たに外部理事・監事の設置(最低各 1 名)が義務付けられました。現在の日本技術士会の理事・監事は、会員からの選出と統括本部常任の者で構成されており、ここに外部の理事・監事を設置するには「定款の変更」が必要となります。

※新制度の改定のポイントとしては、①財務規律の柔軟化・明確化、②行政手続きの簡素化・合理化、③自律的ガバナンス充実と透明性向上～などに主な変更点がありますが、③の自律的ガバナンスの一環として、外部理事・監事の設置が挙げられています。

このための移行(猶予)期間は明示されていないため、本会としては早急に定款の変更案を作成し 5 月 9 日理事会承認 → 6 月 16 日定時総会で定款変更の承認を行い、これに並行して外部理事・監事の人選を進め、定款変更成立とともに外部理事・監事の委任手続きに移行するスケジュールを考えています。

このスケジュールでネックとなるのは、定款の変更には会員の 2 / 3 以上の承認が必要となる点です。すなわち、通常の総会議案の承認には過半数で

満足するところを、今年 6 月の定時総会では、参加 + 委任で 2 / 3 以上の賛成議決が必要ということになります。これに対し統括本部事務局では、HP での告知・お願いに留まらず、3 月会費請求書、事務局からの同報メール、月刊誌封筒裏面への記載など様々な方法で、委任状の提出 (WEB ページで簡易にできます) をお願いする予定です。各地域本部・県支部、各部会においても会員各位への情報宣伝～総会委任状の提出を呼び掛けていただくことを願います。

## 6. 外部委員会委員等の委嘱について

- 1) 東京都建設工事紛争審査会 特別委員  
社会委員会から 1 名委嘱  
(任期; 2024.12.10 ~ 2026.12.9)
- 2) 安全工学シンポジウム 2025 委員  
機械部会から 1 名委嘱  
(任期; 2024.11.14 ~ 2025.6.30)

## 7. 常設委員会等報告について

常設委員会(倫理、総務、企画、研修、広報、社会、国際)と個別規定委員会(男女共同参画、技術士制度検討、技術士資格活用)より、それぞれ活動報告があった。(詳細略→後日 HP 掲載の理事会資料を参照)

- ※倫理委員会資料より、今年の技術士全国大会 in 熊本への参加者に対する情報告知
- ・熊本城ホールにて技術者倫理情報連絡会を開催する。
  - ・熊本市内への移動は、福岡空港からの高速バス、ないし熊本空港からのリムジンバスで、熊本桜町バスターミナル(会場の熊本城ホール直結)行の利用が便利である。
  - ・熊本市内のホテルは土曜日の料金が特に高額になるので、ホテルの確保は早めの予約を推奨する。

## 8. 2024 年度業務状況報告について

- 1) 一般会計収支
  - ・事業活動収入は、入会金 81%、正会員会費 101%、準会員会費 94%の進捗で事業収入(受託事業)は 23%だがこちらは期末計上が主体となる。
  - ・事業活動支出は、事業費・管理費ともに年度経過に応じた形で進捗しており特に問題な

し。

### 2) 特別会計

- ・試験事業は、一次・二次ともにほぼ予算計画通りの収支で完了見込み。
- ・登録事業は年度経過に応じた収支で進捗しており特に問題なし。

### 【今後の主要会議等予定】

- ・2024 年度第 6 回理事会：2025 年 3 月 14 日(金) 14:00 ~ 17:00 機械振興会館およびオンライン
- ・2025 年度第 1 回理事会：2025 年 5 月 9 日(金) 14:00 ~ 17:00 機械振興会館およびオンライン

### 《以後、新体制移行》

- ・定時総会、臨時理事会、表彰、懇親会等：2025 年 6 月 16 日(月) 15:00 ~ 20:00 大手町サンケイプラザ

## 2024 年度 第 6 回理事会

日時：2025 年 1 月 20 日(月) 12:00 ~ 15:00  
場所：機械振興会館地下 3 階研修室  
+ WEB 会議(Teams-online)

### 【審議事項】

#### 1. DEI 推進宣言(案)について

日本技術士会が提唱する「DEI 推進宣言(案)」について、パブリック・コメントを実施した結果の集計・分析・対応案について説明があり、推進宣言(案)が原案どおり了承されるとともに、今期中に同宣言を発出することが了承された。

※技術士の DEI 推進宣言：多様性(Diversity)、公平性(Equity)及び包摂性(Inclusion)の推進により、すべての技術士が活躍し、社会課題の解決やウェルビーイング(Well-being = 肉体的・精神的・社会的に満たされた状態)の向上に貢献することを宣言するもの。

#### 2. 2025 年度事業計画について

2025 年度事業計画書(案)が審議に付され承認された。以下、事業計画案の構成とキーワードを抽出・列記するので、詳しくは HP 掲載の理事会資料を参照のこと。

→主要なキーワード：ウェブ配信を前提とした

CPD 講演会など CPD 実施強化支援／ IPD システムの構築と 2025 年度のスモールスタート／多様な技術部門を活かした部会・地域組織外関係他機関との連携・協力の推進／さらなる会員拡大の取組み／指定事業(試験・登録事業)の確実な実施・オンラインデジタル化への対応《2025 年度事業計画(案)の構成》

- I. 一般事業：1. 技術士及び技術者の倫理の啓発、2. 技術士の資質向上、3. 技術士制度の普及・啓発(資格活用の促進)、4. 会員の社会的活動への支援、5. 技術系人材の育成、6. 国際交流、国際協力活動及び国際資格へ対応、7. 情報発信・連携の強化、8. 組織運営力の強化、9. 大規模自然災害に対する防災・復興支援活動への貢献、10. 技術士制度改革及び科学技術政策への取組み、11. 受託事業への対応、12. 持続可能社会構築への貢献
- II. 試験・登録事業：1. 技術士試験の実施、2. 技術士登録などの実施、3. 技術士試験制度などの広報活動、4. 試験・登録事務の改善、強化
- III. 技術士 CPD 実績管理事業：1. 技術士 CPD 実績管理の実施、2. 新・技術士 CPD 制度拡大への取組み

### 3. 2025 年度収支予算について

→詳しくは HP 掲載の理事会資料を参照

事務局から資料に基づき説明があり一部科目修正の上、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みに関して、了承された。

### 4. 技術士 CPD 行事における講演内容等のウェブ配信、収録及びウェブ掲載に関する規則の変更について

(研修委員会所管の規則・手引きの整備について)

→ 再審議

現状、CPD 行事の講師に対して「行事参加、e ラーニング利用」について許諾を得る手続きに関する規則・手引き(および許諾依頼等の様式)が 2 種類あり、手続きが煩雑になっているため関連する規則・手引きを以下のように整理・改廃する準備を進めているが、

- ①「技術士 CPD 行事の講演内容等のウェブ配信、収録及びウェブ掲載に関する規則」、並びに「技術士 CPD 行事の講演内容等のウェブ配信、収

録及びウェブ掲載に関する手引き」 →改訂

- ②「技術士 CPD 行事の講演内容等の e ラーニングに関する規則」、並びに「技術士 CPD 行事の講演内容等の e ラーニングに関する手引き」 →廃止

改訂案を審議の結果、手引き等に使用する文言を利用者が分かるよう再整理し、改めて提案することとなった。

### 5. 委員会委員等の異動について

実行委員会～防災支援委員会の委員について、委嘱 1 名を承認

### 6. 会員の入会等について

2025 年 1 月末時点の正会員は 16,627 名(前月比－1 名)、準会員は 3,065 名(前月比±0 名)、賛助会員は 153 社(前月比変動 0)となった。

※ 2024 年度 新規正会員加入者 711 名(男性 663 名、女性 48 名)、新規準会員加入者 227 名(男性 210 名、女性 17 名)

### 【報告事項】

#### 1. 令和 7 年度技術士第一次試験結果について

資料に基づき試験結果が報告された。

#### 2. 技術士法施行令の一部改正について

国家公務員等の旅費に関する法律(以下「旅費法」という。)の一部改正により、新たに制定された国家公務員等の旅費に関する法律施行令(以下「旅費法施行令」という。)に伴い、技術士法施行令の一部が改正された。

##### 1. 技術士法施行令の一部改正の趣旨

旅費法の一部改正により、旅費法施行令が制定(現行の旅費法施行令の全面改定)されたため、旅費法施行令の規定を引用する技術士法施行令の一部を改正した(いわゆるハネ改正；跳ね返し改正)。

##### 2. 技術士法施行令の一部改正の内容

旅費法施行令附則第 4 条による技術士法施行令第 3 条の一部を改正した。

(現行)車賃、宿泊料及び日当に相当する額  
(改正)その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当に相当する額

##### 3. 施行日 令和 7 年 4 月 1 日

### 3. 技術士 CPD 行事における講演内容等のウェブ配信、収録及びウェブ掲載に関する手引きの変更について

(審議事項 4. に関連する規則・手引き改訂内容の詳細説明であるが、審議で再提出となったため省略する)

### 4. 技術士 CPD 実績管理登録状況について (2025 年 1 月 31 日時点)

(1) 新規記載申請者人数、技術士 CPD 認定数(カッコ内数)

| 年度             | 正会員              | 非会員          | 合計               |
|----------------|------------------|--------------|------------------|
| 2021           | 899(219)         | 42(19)       | 941(238)         |
| 2022           | 959(300)         | 355(136)     | 1,314(436)       |
| 2023           | 656(339)         | 418(342)     | 1,074(681)       |
| 2024<br>(4～1月) | 304(226)         | 64(34)       | 368(260)         |
| 総計             | 2,818<br>(1,084) | 879<br>(531) | 3,697<br>(1,615) |

(2) 他の CPD 認証機関による記載申請数

総数 252 (①建コン協 110、②農業農村工学会 105、③土木学会 19、④全国地質調査業連合会 8)

(3) 部門別 TOP5 ※ ( ) CPD 認定

- ・実数：①建設 1,296(465)、②機械 280(100)、③電気電子 273(104)、④農業 246(124)、⑤応用理学 207(81)
- ・比率：①農業 27.8%、②金属 27.5%、③応用理学 24.0%、④森林 21.6%、⑤経営工学 20.4%

(4) 地域本部別 TOP5 ※ ( ) CPD 認定

- ・実数：①関東 1,707(664)、②東北 258(73)、③中部 236(84)、④北海道 204(83)、⑤九州 166(58)
- ・比率：全国平均 17.0%、①関東 23.0%、②東北 21.2%、③北海道 18.4%、④中部 17.3%、⑤九州 11.8%

### 5. CPD 技術倫理教材紹介について

本会「Pe ラーニングシステム(無料版)」に掲載された動画コンテンツには下記のものがある。

同システムの下記のタブを選択することで、それぞれの動画コンテンツを視聴することができる。

### 【択一式】

本会「Pe ラーニングシステム」に掲載された動画コンテンツ(講演音声と講演スライドを収録した動画)を視聴し、確認テストに合格すると視聴証明書(PDF)をダウンロードすることができる。

| タイトル                                     | 時間        | 掲載年月       |
|------------------------------------------|-----------|------------|
| 1. 日本の安全文化は国際慣行とどこが違ったか                  | 54 分 40 秒 | 2023 年 6 月 |
| 2. 責任ある AI コンピューティングの実現に向けてー組織の責任、個人の責任ー | 51 分 25 秒 | 2023 年 7 月 |
| 3. 不測の時代に備えるべきスキルと技術者倫理                  | 51 分 09 秒 | 〃          |
| 4. フェイクニュースの問題と対応策                       | 51 分 49 秒 | 〃          |
| 5. ジェンダー視点から現代社会を見る～理工系のためのジェンダー論入門      | 53 分 31 秒 | 2024 年 9 月 |
| 6. ダイバーシティとキャリア形成                        | 55 分 13 秒 | 2025 年 1 月 |

### 【記述式】

技術士倫理事例集を基にした動画コンテンツ(同事例集スライドを読み上げる動画)を視聴し、学習した内容について考えたことを記述すると視聴証明書(PDF)をダウンロードすることができる。

| タイトル                         | 時間        | 掲載年月       |
|------------------------------|-----------|------------|
| 2-1-4. 使用済燃料輸送容器の材料検査データの改ざん | 7 分 01 秒  | 2025 年 4 月 |
| 2-4-1. 六本木ヒルズ自動回転ドア死亡事故      | 6 分 13 秒  | 〃          |
| 2-4-2. ジェットコースター事故           | 4 分 24 秒  | 〃          |
| 2-7-5. リチウムイオン電池不具合          | 7 分 25 秒  | 〃          |
| 2-8-6. 下水道工事の掘削溝崩壊           | 6 分 08 秒  | 〃          |
| 2-9-1. 多摩水害                  | 12 分 18 秒 | 〃          |
| 2-9-2. 東海豪雨災害                | 20 分 48 秒 | 〃          |
| 2-9-3. 有珠山噴火                 | 7 分 16 秒  | 〃          |
| 3-1-1. 雪印乳業集団食中毒事件           | 5 分 13 秒  | 〃          |

※本会会員の方又は技術士 CPDWEB 登録パスワード(非会員用)をお持ちの方が「Pe ラーニングシステム(無料版)」を利用することができ、技術

者倫理コンテンツを無料で公開しています。

※コンテンツの利用に際しては、必ず「日本技術士会 CPD 行事参加規則(約款)」をお読み頂き、同意された方のみご利用ください。

※その際に本会が取得した個人情報及びその他必要な情報については、本会の「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

## 6. 地方整備局技術評価支援に対する謝金等支払いについて

技術士資格活用委員会から申請された地方整備局技術評価支援については活動に際して、参考資料の購入、意見書の作成等の経費が必要となること、また、その経費内訳を毎回申請して精算することが煩雑となることから、謝金支払いに関する基本的な考え方 2 の③に該当すると判断し、対外活動支援金として、資格活用委員会から提案された金額を支給することとする。

※地方整備局技術評価支援活動に関する規則(案)及び手引き(案)の条文中「謝金」を「対外活動支援金」に修正する。

## 7. 定款変更への対応案について

改正公益法人法が 2025 年 4 月に施行されることに伴い、公益法人は外部理事、外部監事の設置が義務付けられることになり、本会においては定款の変更が必要となりました。

現在、6 月の総会の議題に上げるべく、準備を進めております。定款の変更の内容など、最新情報は以下のサイトで適宜発信していきますので、どうかご確認ください。なお、定款変更には、正会員の 2/3 以上(66.7%以上)の賛同が必要になりますので、5 月上旬には定時総会への出席もしくは委任状の提出をお願いすることになります。その際はご理解とご支援のほど、よろしくお願いいたします。議決権行使などの最新情報も、以下のサイトで発信していきますので、ご確認およびお気に入り登録などして、適宜確認できるようにしていただけると幸いです。

### 【定款変更に関するお知らせサイト】

[https://www.engineer.or.jp/members/c\\_topics/010/010755.html](https://www.engineer.or.jp/members/c_topics/010/010755.html)

※直近 5 ヶ年の投票率は、2020 : 50%、2021 : 45%、2022 : 47%、2023 : 36%、2024 : 43%

と、いずれも 2/3 に満たない状況

## 8. 登録グループの追加(総務委員会より)

《グループ名称》「独立開業を考える会」

【背景】人生 100 年、少子高齢化と言われる現代社会の中で、技術士も継続して社会貢献することが求められている。企業を離れた後も、社会貢献するために独立開業することは有効な手段であるが、技術士会会員で独立開業している技術士は 1 割程度である。近年、企業内技術士で独立開業を目指す人も増えている。しかし、技術士が独立開業して社会貢献するためには「ワザ」を身に着ける必要がある。

【目的】独立開業を目指す技術士または独立開業間もない技術士にとって「ワザ」に関する情報が重要である。このため独立開業へのノウハウや心がまえ、考え方など情報提供、情報交換を行い、独立開業を支援することを目的とする。

【事業の内容】セミナー開催(独立開業を目指す技術士及び独立開業した技術士からの講演/独立開業に関連するキーワードをテーマとして、独立開業に必要な「ワザ」が何か、独立開業に必要な「届出」/「手続き」、「経費の考え方」、「確定申告」、「法人化」などに関する情報提供/独立開業に必要な「トレーニング」の方法)

## 9. 東北本部の運営における個別事項に関する手引きの改定について(総務委員会より)

《改定事項》

東北本部「ITS 研究委員会」の名称を『次世代インフラ研究委員会』に変更する

《改訂理由》

ITS(高度道路交通システム)という言葉が広く社会に浸透していない面もあるため、一般の方々や専門分野以外の方からは、『ITS 研究委員会』の具体的なイメージや活動内容等が分かり難い状況となっている。

また、自動運転技術をはじめとする新たな技術要素も台頭しており、従来の ITS 技術の枠組みを超えた研究や検討、情報収集及び意見交換などが必要となっている。よって、活動内容や研究内容と整合が取り、技術士のみならず一般の方にも理解しやすい名称に変更するものである。

## 10. 常設委員会等報告について

常設 7 委員会(倫理/総務/企画/研修/広報/

社会／国際)、個別規定による 3 委員会(男女共同参画推進／技術士制度検討／技術士資格活用)から、活動報告があった。(詳細は、HP 掲載の理事会資料を参照)

#### 11. 2024 年度業務状況報告(2025 年 1 月末時点)について

##### 1) 一般会計収支

- ・事業活動収入は、入会金 88%、正会員会費 101%、準会員会費 94%の進捗で事業収入(受託事業)は 33%だがこちらは期末計上が主体となる
- ・事業活動支出は、事業費(75%進捗)・管理費(固定費主体)ともに、年度経過に応じた形で進捗しており特に問題なし

##### 2) 特別会計

- ・試験事業は、一次・二次ともにほぼ予算計画通りの収支で完了する見込み
- ・登録事業は、ほぼ年度経過に応じた収支で進捗しており特に問題なし

※議事録・理事会資料は下記 URL(日本技術士会 HP 会員コーナー：諸会議議事録)で参照可能です。  
[https://www.engineer.or.jp/members/c\\_categories/index08065111.html](https://www.engineer.or.jp/members/c_categories/index08065111.html)

#### 【今後の主要会議等予定】

- ・2025 年度第 1 回理事会：2025 年 5 月 9 日(金)  
14：00～17：00 機械振興会館およびオンライン

(現体制最終回)

- ・定時総会、臨時理事会、表彰、懇親会等：2025 年 6 月 16 日(月)15：00～20：00 大手町サンケイプラザ
- ・2025 年度第 2 回理事会：2025 年 7 月 9 日(水)  
14：00～17：00 機械振興会館およびオンライン

(新体制定時初回)

- ・2025 年度第 3 回理事会：2025 年 9 月 10 日(水)14：00～17：00 機械振興会館およびオンライン

[以上]